

お知らせ

6月～7月にかけては、源泉所得税・労働保険・社会保険等の事務手続きが集中します。
3ページ目に詳細を記載しておりますので該当するお手続きのご確認をお願い致します

2021

6月号

vol.102

NEWS LETTER

- * 所得税の予定納税額を減らすには
- * 7月11日期限の3つの手続き
- * Message From Staff
～18歳から“大人”に
成人年齢引下げ!～

梅雨が来ました。この時期になると会計事務所は業務の流れが緩やかになります。そのため、所用で会合に参加する機会も多くなるのですが、今年はリアル開催も多く、久方ぶりに会う知人との雑談が、お互いの信頼関係の醸成に寄与していると感じさせられます。明けない夜はない、という言葉に支えられた二年間でしたが、もうひと頑張りでしょうか。

岡村景明

所得税の予定納税額を減らすには

個人が税務署から通知を受けた税額を、指定された期日までに納める“予定納税”。予定納税はその年の所得税の一部を前もって納める意味がありますが、この税額を減額できる場合があります。

|| 予定納税とは

(1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、その年の復興特別所得税を含めた所得税の一部として納付する制度です。

(2) 予定納税基準額

① 次のすべてに該当する人の**予定納税基準額は、原則、前年分の申告納税額**となります。

- ① 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がない
- ② 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていない
- ③ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていない

② 上記①以外の方は、原則、次の算式により計算した金額が**予定納税基準額**となります。

$(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額) \times 1 - 源泉徴収税額 \times 2$

- (※ 1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。
- (※ 2) 除外所得の金額に係るものは除く。

(3) 納付する回数と納期

予定納税額は原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたりは、**予定納税基準額の3分の1相当額**です。

本年分の納期は、以下のとおりです。

	納期（振替納税日は納期最終日）
第1期分	2022年7月1日～8月1日
第2期分	2022年11月1日～11月30日

|| 予定納税額を減額するには

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに、**予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合**、申請を行い承認されると**予定納税額が減額**できます。この申請を「**予定納税の減額申請**」といいます。

本年分について申請を行う場合の見積る現況日と提出期限は、以下のとおりです。

減額対象期	見積の現況日	提出期限
第1・2期分	2022年6月30日	2022年7月15日
第2期分	2022年10月31日	2022年11月15日

なお、見積を行うには、計算の基礎となる資料が必要です。早期の帳簿作成が肝要となりますので、**ご注意ください**。

新型コロナウイルス感染症だけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻下での世界的なインフレや円安によるコスト増など、厳しい経済環境が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

3つの手続き 期限は

7/11 (月)

※新型コロナウイルス感染症の影響により一部期限の延長が可能となっている手続きがございます。



労働保険の 年度更新って？



- ①何をする為のもの？
労働保険料を確定精算し
概算の支払いをするもの！！
- ②いつ提出と納めるの？
6月1日～
7月11日の間に！
- ③どこに提出するの？
管轄の労働局などへ！！

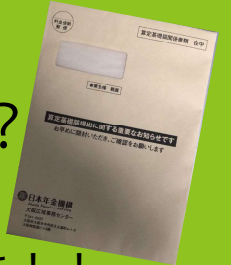


管轄の労働局から書類
(**緑**又は**青**の封筒)が届きます
お支払いは各金融機関で！！

社会保険の 算定基礎って？

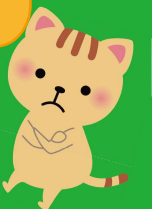


- ①何をする為のもの？
1年間の新しい社会保険料
を決定するもの！！
- ②いつ提出するの？
7月1日～
7月11日の間に！！
- ③どこに提出するの？
管轄の年金事務所へ！！

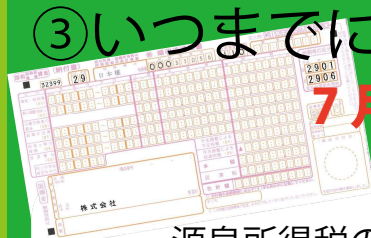


管轄の年金事務所から
書類(**茶色**の封筒)が届きます

源泉所得税の 納期の特例納付って？



- ①何をする為のもの？
半年分まとめて
源泉所得税を納付するもの
- ②いつの分を納めるの？
1月～6月分までを！！
- ③いつまでに納付するの？
7月11日までに！



源泉所得税の納付には
「毎月納付」と「納期の特例」
の2種類があります！！



Message From Staff

～18歳から“大人”に成人年齢引下げ！～



本城

成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられましたね。



松尾

4月から変わりましたね。気になるところはありましたか？



本城

やはり税金に関わる人も多いところでいうと住民税ですね。
『未成年で所得135万以下』の方は住民税非課税という基準があるのですが、
18歳が基準から外れます。



松尾

つまり今まで未成年者は年収190万円まで稼いでも住民税は非課税だったのが、
年収100万円以上かせぐと住民税がかかってくるという事ですね。



本城

外国基準や選挙権、少年法などがきっかけと聞きますが、
税収もメリットも目的の一つですかね。

松尾

引き下げにより住民税の税収がすごく増える訳ではないとは思いますが、
そのうち年金の加入も成人の18歳へ引き下げられるような気がしますね。



本城

あとは来年の成人式もどうなるんでしょうね。
人数も3倍で3世代合同？なのでしょうか。



松尾



逮捕者も3倍にならなければいいですが。。



facebook やってます！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

インターン生が
毎週金曜日に更新中です！！

記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamuratax/>

岡村税理士事務所
公式 Facebook の
QRコードです▼



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

